事　務　連　絡
令和８年７月31日

別記　関係団体　御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

健康保険証の有効期限終了に伴う特定健康診査・特定保健指導における
保険資格確認等の暫定的な対応の終了について（周知）

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等の実施時における保険資格の確認については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）付属資料１－４：集合契約における標準的な契約書の例」第３条第１項において、オンライン資格確認等の確認により実施することをお示ししているところです。

一方、令和７年12月２日以降、加入している保険者によらず、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった受診者等に対する保険資格確認の暫定的な対応については、「特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について」（令和８年４月３日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室事務連絡）により、令和８年７月末までを期限としてお示ししていたところです。

今般、この暫定的な対応が７月末に期限を迎え終了します。今後は期限切れの健康保険証のみを持参した場合については、従来どおり、契約内容に基づいた健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行うことが基本となります。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体へ周知いただくようお願いいたします。

【担当】
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室　斎藤・大野・下鶴
TEL:03-5253-1111（内線）3180
tekiseika01@mhlw.go.jp

収受 No. 964 8.8.-3 日本看護協会

（別記）

団体名
保険者及びその中央団体等
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
総務省自治行政局公務員部福利課
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会

（参考）

事　務　連　絡
令和８年４月３日

別記　関係団体　御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健診等の実施時における保険資格の確認については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）付属資料１－４：集合契約における標準的な契約書の例」第３条第１項において、オンライン資格確認等の確認により実施することをお示ししているところです。

一方、令和７年12月２日以降、加入している保険者によらず、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった受診者等に対する保険資格確認の暫定的な対応については、「特定健康診査・特定保健指導における保険資格確認等について」（令和７年10月22日及び12月１日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室事務連絡）により、令和８年３月末までを期限としてお示ししておりました。しかしながら、マイナ保険証や資格確認書への切り替えに当たり、期限切れの健康保険証を持参して受診される方もわずかに見られるところであり、まだ受診時等に提示する書類の準備が整っていないおそれ等もあることから、令和８年７月末までの間は契約当事者間の合意に基づき、

・被保険者番号等によりオンライン資格確認等システムに資格情報を照会する
・保険者に資格情報を照会する

等の方法により確認した資格情報と受診券・利用券の情報を照合・確認し、有資格者か否かを判別する運用は、暫定的な対応として差し支えないものと考えますが、その際は、健診・保健指導機関から受診者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力をお願いいたします。

つきましては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、貴管下関係団体へ周知いただくようお願いいたします。

【担当】
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室　斎藤・大野・下鶴
TEL:03-5253-1111（内線）3180
tekiseika01@mhlw.go.jp

（別記）

団体名
保険者及びその中央団体等
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
総務省自治行政局公務員部福利課
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会